

# 九州女子大学学則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法に則り学校教育法の定めるところにより広く知識を授けると共に、深く専門の学術を教授研究し、応用的能力展開と人格の完成に努め、我が国の文化の高揚発達に貢献する高い知性と豊かな情操を有する女性の育成を目的とする。

(自己評価)

第2条 本学は、その教育水準の向上を図り、本学の設置目的並びに社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行う。

2 点検及び評価を行うに必要な事項は、別に定める。

## 第2章 組織

(学是)

第3条 本学の建学の精神は、自らの良心に従い事に処し善を行うことである。この学是「自律処行」は、自ら立てた規範に従って、自己の判断と責任の下に行動できる強くてしなやかな女性を育成することを目的とする。

(家政学部の人材養成及び教育研究上の目的)

第3条の2 家政学部は、学是「自律処行」の理念に立脚し、共生・健康・福祉の視点から、教育・研究を行い、各専門分野の知識・技術と幅広い教養を身につけ、社会に貢献できる豊かな人間性と倫理性を備えた人材を養成するため、学科の教育目標を次のとおりとする。

- (1) 人間生活学科は、人間の生活を、共生と再生の観点から、生活経営、情報を基礎として、衣・食・居住環境の各領域から科学的に解明できる素養をもった人材の育成を目的とする。
- (2) 栄養学科は、食と栄養に関する高度な専門性と広い視野を備え、人々の健康と福祉に貢献できる人間性豊かな管理栄養士の育成を目的とする。

(人間科学部の人材養成及び教育研究上の目的)

第3条の3 人間科学部は、学是「自律処行」の理念に立脚し、文化に関連する学問領域と人間の発達にかかわる学問領域において高度な専門的教育・研究を行い、国際感覚と幅広い教養を身につけ、高度な専門性を持って地域社会に貢献できる人材を育成するため、学科の教育目標を次のとおりとする。

- (1) 人間発達学科は、人間が豊かに暮らす社会・文化を創造する広い視野と学際的教養及び人間の発達についての専門的知識と技能を身につけ、乳幼児から高齢者に至るまで全世代の人々、及び障害者が豊かに共生しうる地域社会を創造・実現していく専門的職業人を育成することを目的とする。

人間発達学科の教育目標を実現するために、学科に「人間発達学専攻」、「人間基礎学専攻」の2専攻を置き、各専攻の教育目標を次のとおりとする。

イ 人間発達学専攻は、多様な人間の発達及び対人援助について専門的知識と技能を身につけ、発達諸問題に対応できる柔軟で創造的な人材の育成を目的とする。

ロ 人間基礎学専攻は、幅広い教養に併せて心理学・日本文化及び情報処理等に関する実践的能力や免許・資格を有する人材の育成を目的とする。

(学部、学科、専攻及び定員)

第4条 本学に設置する学部、学科及び専攻の定員は、次のとおりとする。

学 部	学科・専攻	入学定員	編入学定員	収容定員
家政学部	人間生活学科	40名		160名
	栄養学科	90名		360名
人間科学部	人間発達学科 人間発達学専攻	130名		520名
	人間発達学科 人間基礎学専攻	60名	40名	320名

(事務組織)

第5条 本学に、事務局、教務部、学生部及び入試部を置く。

2 事務局、教務部、学生部及び入試部の組織については、別に定める。

(共通教育機構)

第6条 本学に、共通教育機構を置く。

(附属施設)

第6条の2 本学に、次の附属施設を置く。

- (1) 九州女子大学附属図書館
- (2) 九州女子大学附属折尾幼稚園
- (3) 九州女子大学附属自由ヶ丘幼稚園
- (4) 九州女子大学生涯学習研究センター
- (5) 九州女子大学情報処理教育研究センター

2 各附属施設に関する事項は、別に定める。

### 第3章 教職員組織

(教職員)

第7条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

### 第4章 教授会及び評議会

(教授会)

第8条 本学に重要な事項を審議するため学部教授会を置く。

2 学部教授会に関する事項は、九州女子大学学部教授会規則に定める。

第9条 削除

(評議会)

第10条 本学に全学的な教育上の業務運営を図るため評議会を置く。

2 評議会に関する事項は、九州女子大学評議会規則に定める。

第11条 削除

### 第5章 学年・学期及び休業

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を分けて次の2期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第14条 学年中の定期休業日を次のとおり定める。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(2) 創立記念日 11月5日

(3) 春期休業 4月1日から4月3日まで

(4) 夏期休業 7月22日から9月22日まで

(5) 冬期休業 12月24日から翌年1月7日まで

ただし、休業日でも実習を課し、又は特別講義を聴講させることがある。

2 学長が特に必要と認めた場合は、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

## 第6章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第15条 修業年限は4年とする。

(在学期間)

第16条 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、第21条、第22条、第23条及び第24条の規定により入学した学生は、第26条により定められた在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

## 第7章 入学

(入学の時期)

第17条 入学の時期は、原則として学期の初めとする。

(入学の資格)

第18条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

(1) 高等学校卒業生

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学者の選考)

第19条 本学の入学志願者に対して選抜試験を行う。

2 入学志願者は、入学志願書等必要書類に入学検定料を添えて所定の期日までに提出しなければならない。

(入学の許可等)

第20条 選抜試験に合格した者は、指定の期日までに所定の学納金を納め、保証人連署の誓約書その他所定の書類を提出しなければならない。

2 前項の手続きが終了した者に学長は、入学を許可する。

(学士入学)

第21条 次の各号の一に該当する者については、教授会の議を経て、学長は入学を許可する。

- (1) 本学の1学科又は専攻課程を卒業し、さらに他の学科又は専攻課程に入学を志願する者
- (2) 他の大学を卒業し、本学に入学を志願する者

(編入学)

第22条 次の各号の一に該当する者については、教授会の議を経て、学長は入学を許可することができる。

- (1) 他の大学を退学した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第92条の3に定める従前の規定による学校の課程を修了し、又はこれらの学校を卒業した者

(転入学)

第23条 他の大学から本学に転入学を希望する者については、教授会の議を経て、学長は入学を許可することができる。

(再入学)

第24条 次の各号の一に該当する者が再入学を願い出たときは、教授会の議を経て、学長は入学を許可することができる。

- (1) 第41条の規定により退学した者で再入学について正当な理由を有する者
- (2) 第45条第1号の規定により除籍された者(除籍された日から2年以内に願い出た者に限る。)

(転部、転科)

第25条 転部、転科に関し必要な事項は、教授会の議を経て学長が別に定める。

(学士入学者、編入学者、転入学者及び転部・転科の単位の認定及び在学年数の認定)

第26条 第21条、第22条、第23条、第24条又は第25条の規定により、学士入学、編入学、転入学、再入学、又は転部・転科を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の取扱い、並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長がこれを定める。

## 第8章 教育課程及び履修方法

(授業科目)

第27条 授業科目を教養教育科目、専門教育科目及び留学生特別科目に分けて開設する。

2 授業科目の種類及び単位数は、別表1から別表6及び別表11のとおりとする。

第28条 前条に定めるもののほか、教職に関する専門教育科目を置く。

2 授業科目の種類及び単位数は、別表7、別表7の2及び別表8のとおりとする。

第29条 前2条に定めるもののほか、図書館司書に関する専門教育科目及び学校図書館司書教諭に関する専門教育科目を置く。

2 授業科目の種類及び単位数は、別表9及び別表10のとおりとする。

(授業期間)

第30条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め35週にわたることを原則とし、各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(単位の計算)

第31条 1単位は、授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修を考慮して、次のとおり単位数を定める。

- (1) 講義及び演習については、教授会の議を経て15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験及び実習並びに実技については、教授会の議を経て30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 前各号の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、その学修の成果を評価するものとし、所定の単位を与える。

(履修方法)

第32条 授業科目は、各年次に配当する。学生は、原則として各年次に配当された授業科目を履修するものとする。

- 2 学生は、履修しようとする授業科目を毎学期始めの指定の期日までに履修届を提出しなければならない。

(単位の認定)

第33条 各授業科目の単位の認定は、試験又はこれに代わるべきものによるものとし、合格した者に対して所定の単位を与える。

- 2 前項の試験等の成績の評価は、優・良・可・不可とし、優・良・可を合格とする。

(他の学部又は学科の授業科目の履修)

第34条 学生は、教授会の承認を得て他の学部又は学科の授業科目の履修及びその単位を取得することができる。

(他の大学又は短期大学の授業科目の履修)

第35条 学生が他の大学又は短期大学の授業科目を履修することが教育上有益と認められるときは、教授会の議を経て学長は許可することができる。

- 2 前項の規定により許可を受けて履修した授業科目の単位数について60単位を超えない範囲で教授会の議を経て、これを本学において履修したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。
- 4 第1項の規定により許可を受けて他の大学又は短期大学で履修した期間は、第15条に定める修業年限に含めるものとする。

(大学以外の教育施設等における学修)

第36条 学生が短期大学又は高等専門学校等の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を受けることが教育上有益と認められるときは、教授会の議を経て学長は許可することができる。

- 2 前項の規定により許可を受けて履修した授業科目及びその単位数は、前条第2項及び第3項により修得した単位数と合わせて60単位を超えない範囲で教授会の議を経て、これを本学において履修したものとみなすことができる。
- 3 第1項の規定により許可を受けて大学以外の教育施設等で履修した期間は、第15条に定める修業年限に含めるものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第37条 学生が本学に入学する前に大学又は短期大学等において履修した授業科目の修得単位を教育上有益と認められるときは、教授会の議を経て本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなし、与えることのできる単位数は、編入学、転入学等の場合を除き、第35条第2項及び第3項並びに前条第2項により本学において履修したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(教育職員の免許状取得)

第38条 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職

員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める単位数を修得しなければならない。

2 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

学 部	学科・専攻	免許状の種類
家政学部	人間生活学科	中学校教諭一種免許状「家庭」
		高等学校教諭一種免許状「家庭」
	栄養学科	栄養教諭一種免許状
人間科学部	人間発達学科 人間発達学専攻	小学校教諭一種免許状
		幼稚園教諭一種免許状
		特別支援学校教諭一種免許状
	人間発達学科 人間基礎学専攻	中学校教諭一種免許状「国語」
		高等学校教諭一種免許状「国語」
		高等学校教諭一種免許状「書道」
	高等学校教諭一種免許状「情報」	

3 前項に定めるもののほか授業科目及び単位の修得方法については、別に定める。

（保育士の資格取得）

第38条の2 人間科学部人間発達学科人間発達学専攻において、保育士の資格を得ようとする者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に定める単位数を修得しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、授業科目及び単位数については別に定める。

（保育士の養成人数）

第38条の3 前条に定める保育士養成人数は100名とする。

（栄養士の免許証取得）

第39条 栄養士の資格を得ようとする者は、家政学部栄養学科に在籍し、栄養士法（昭和22年法律第245号）及び栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）に定める単位数を修得しなければならない。

（図書館司書及び学校図書館司書教諭の資格取得）

第40条 図書館司書の資格を得ようとする者は、人間科学部に在籍し、第27条に規定する授業科目につき第47条に規定する単位数のほか、第29条別表に定める図書館司書の資格取得のための授業科目及び単位を修得しなければならない。

2 学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、人間科学部に在籍し、第27条に規定する授業科目につき第47条に規定する単位数のほか、第28条に規定する教育職員免許状と合わせて第29条別表に定める学校図書館司書教諭の資格取得のための授業科目及び単位数を修得しなければならない。

## 第9章 退学・休学・復学・転学・除籍及び留学

（退学）

第41条 疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、その理由を記入し保証人連署のうえ願い出て、教授会の議を経て学長の許可を受けなければならない。

（休学）

第42条 疾病その他やむを得ない理由により3カ月以上修学することができないときは、理由を記入して保証人連署のうえ願い出て、教授会の議を経て学長の許可を受けなければならない。ただし、病気の場合は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

- 3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 4 休学期間は、第16条の在学期間に算入しない。

(復学)

第43条 前条の規定により休学した者が復学を願い出たときは、教授会の議を経て学長の許可を受けなければならない。

(転学)

第44条 他の大学に転学しようとする者は、教授会の議を経て学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第45条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 授業料その他の学納金の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第16条に規定する在学期間を超えた者
- (3) 第42条第2項及び第3項に規定する休学期間を超えた者
- (4) 長期にわたる行方不明者

(留学)

第46条 外国の大学又は短期大学に留学する者は、事前に留学願を提出し教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

- 2 留学期間は1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長は1年を限度として留学期間の延長を認めることができる。
- 3 留学期間は、第15条に規定する修業年限に算入する。

## 第10章 卒業及び学位

(卒業)

第47条 卒業に必要な単位数は次のとおりとする。

家政学部人間生活学科	
教養教育科目	30単位以上
専門教育科目	94単位以上
計	124単位以上

家政学部栄養学科	
教養教育科目	30単位以上
専門教育科目	100単位以上
計	130単位以上

人間科学部人間発達学科人間発達学専攻	
教養教育科目	30単位以上
専門教育科目	94単位以上
計	124単位以上

人間科学部人間発達学科人間基礎学専攻	
教養教育科目	30単位以上
専門教育科目	94単位以上
計	124単位以上

- 2 学長は、本学に4年(第21条、第22条、第23条又は第24条の規定により入学した者については、第26条により定められた在学すべき年数)以上在学し、前項規定の所定の単位数を修得した者に対し、教授会の議を経て卒業を認定し卒業証書を授与する。

(学位)

第48条 卒業した者は、次の区分により学位を授与する。

家政学部	人間生活学科	学士(家政学)
------	--------	---------

栄養学科 学士（家政学）  
人間科学部 人間発達学科 人間発達学専攻 学士（文 学）  
人間基礎学専攻 学士（文 学）

## 第 1 1 章 賞 罰

（表彰）

第 4 9 条 次の各号の一に該当する者には教授会の議を経て学長が表彰し、賞品を授与することができる。

- (1) 学力特に優秀な者
- (2) 品性高潔で全学生の模範になる者
- (3) 学友会活動等においてその努力が特に顕著な者

（罰則）

第 5 0 条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなく出席常でない者
  - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 懲戒に関する必要な事項は、別に定める。

## 第 1 2 章 厚生施設

（学生寮）

第 5 1 条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮に関する事項は、別に定める。

（厚生施設）

第 5 2 条 本学に厚生及び保健に関する施設を置く。

## 第 1 3 章 奨学制度

（奨学生）

第 5 3 条 学業及び技能が特に優秀な学生に対しては、教授会の議を経て理事長の決定により学納金を免除することができる。

（貸費生）

第 5 4 条 学生の中で品行方正学力優秀にして修学中学費支弁の途を失った者は、教授会の議を経て理事長は貸費生として学費を貸与することができる。

## 第 1 4 章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生、委託生、外国人留学生、外国人留学編入学生、帰国生徒、帰国生徒編入学生、社会人特別入学生及び社会人特別編入学生

（科目等履修生）

第 5 5 条 本学の学生以外で 1 又は複数の授業科目の履修を希望する者（以下「科目等履修生」という。）に対しては、教授会の議を経て学長は許可することができる。

- 2 前項により許可された者に対しては、単位を与えることができる。単位の授与については第 33 条の規定を準用する。
- 3 科目等履修生は、別表に定める登録料、履修料等を所定の期日までに納付しなければならない。
- 4 科目等履修生に関するその他の事項は、別に定める。

(聴講生)

第56条 第18条に該当する者で本学の特定の授業科目について聴講を希望する者は、選考のうえ教授会の議を経て聴講生として学長がこれを許可することができる。

2 聴講を許可された者は、第63条に規定する登録料、聴講料を所定の期日までに納入しなければならない。

(特別聴講学生)

第57条 学長は教授会の議を経て、他の大学及び短期大学又は外国の大学との協議に基づき、その大学及び短期大学の学生が特別聴講学生として本学の授業科目を履修することを認めることができる。

この場合において、やむを得ない事由により当該大学と事前に協議を行うことが困難な場合には、当該協議は事後において行うことができる。

2 特別聴講学生の登録料及び履修料は、科目等履修生に関する規定を準用する。

(研究生)

第58条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者に対しては、本学の教育研究に支障のない限り、研究生として当該学科で選考のうえ教授会の議を経て学長は許可することができる。

2 研究生としての資格は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 研究生の研究期間は1年とする。ただし、特別の理由がある場合は、その期間を更新することができる。

4 研究生に関するその他の事項は、別に定める。

(委託生)

第59条 本学の特定の授業科目を学習するための公の機関又は団体からの委託生については、教授会の議を経て学長は許可することができる。

2 委託生の授業科目の履修その他については、聴講生に関する規定を準用する。

(外国人留学生及び外国人留学編入学生)

第60条 第18条に定める本学入学資格を有する外国人が、外国人留学生として入学を志願する場合、特別の選考により教授会の議を経て学長は入学を許可することができる。

2 第22条に定める本学入学資格を有する外国人が、外国人留学編入学生として編入学を志願する場合、特別の選考により教授会の議を経て学長は入学を許可することができる。

(帰国生徒及び帰国生徒編入学生)

第60条の2 第18条に定める本学入学資格を有する帰国生徒が入学を志願する場合、特別の選考により教授会の議を経て学長は入学を許可することができる。

2 第22条に定める本学入学資格を有する帰国生徒が、帰国生徒編入学生として編入学を志願する場合、特別の選考により教授会の議を経て学長は入学を許可することができる。

(社会人特別入学生及び社会人特別編入学生)

第61条 第18条に定める本学入学資格を有し、4年以上の社会人経験がある者が、社会人特別入学を志願する場合、特別の選考により、教授会の議を経て、学長は入学を許可することができる。

2 第22条に定める本学入学資格を有し、4年以上の社会人経験がある者が、社会人特別編入学を志願する場合、特別の選考により、教授会の議を経て、学長は入学を許可することができる。

## 第15章 入学検定料、入学金及び授業料その他の学納金

(入学検定料、入学金及び授業料その他の学納金)

第62条 入学検定料、入学金及び授業料その他の学納金（以下「学納金」という。）は、別表12のとおりとする。

2 教職課程費、栄養士課程費、実験実習費等の納付金は、別に定める。

3 学納金は、毎年4月・9月の2期に指定された期日までに納付しなければならない。

- 4 学納金は、欠席又は停学中であってもこれを減免しない。
- 5 研究生の学納金は、別に定める九州女子大学研究生規程（平成4年学園規程第5号）により納付するものとする。
- 6 休学を許可された者の学納金のうち、授業料については全額を免除する。ただし、学期の途中で休学を許可された者は、その期の授業料は納付しなければならない。
- 7 学期の途中で退学を許可された者は、その期の学納金を納付しなければならない。
- 8 第46条の規定による留学を許可された者の留学期間中の学納金は、次期納付期以降の授業料の半額を免除する。
- 9 既に納付した入学検定料及び入学金は返還しない。
- 10 社会情勢により物価変動のある場合は、入学検定料、入学金及び学納金を変更又は増減することがある。

（登録料、聴講料及び履修料）

第63条 科目等履修生及び聴講生の登録料、聴講料、履修料及び実験実習費は、別表13のとおりとする。

## 第16章 公開講座

（公開講座）

第64条 社会人の教養を高め、地域文化の向上に貢献するため、本学に公開講座を開設することができる。

- 2 公開講座は、教授会の議を経て随時開設する。

附 則

- 1 第14条第6項、第38条、第39条、第40条は管理栄養士専攻には適用しない。
- 2 本学則は、昭和37年4月1日から実施する。

附 則

本学則は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和42年10月1日から施行する。ただし、第3条、第4条、第7条、第9条、第36条は、昭和41年4月1日から適用する。

附 則

本学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、昭和63年6月16日から施行する。

附 則

本学則は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

- 1 本学則は、平成元年4月20日から施行する。ただし、改正後の学則別表授業料その他学納金の額は、平成元年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成元年3月31日に在学する者で同年4月1日以後引き続き在学する者にかかる学納金の額は、改正後の学則第24条の学納金の規定にかかわらず次のとおりとする。

学科名	授業料	施設設備資金	合計
家政学専攻	438,000円	103,000円	541,000円
管理栄養士専攻	450,000円	103,000円	553,000円
国文学科	438,000円	103,000円	541,000円
英文学科	454,000円	103,000円	557,000円

附 則

本学則は、平成元年8月1日から施行する。

学科名	入学金	授業料	施設設備資金	合計
家政学専攻	180,000円	468,000円	103,000円	751,000円
管理栄養士専攻	180,000円	478,000円	103,000円	761,000円
国文学科	180,000円	468,000円	103,000円	751,000円
英文学科	180,000円	478,000円	103,000円	761,000円

入学検定料は1回につき 22,000円とする。

聴講生登録料 50,000円

聴講料(1単位) 15,000円

附 則

- 1 本学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、第4条、第7条及び第8条第2項の表中家政学科家政学専攻の欄の規定は、平成2年度以降の入学者から適用し平成元年度以前の入学者については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 2 平成2年3月31日に在籍する者で同年4月1日以後引き続き在学する者にかかる学納金の額は、改正後の学則第24条の学納金の規定にかかわらずなお従前の例による。

第24条別表

学科名	入学金	授業料	施設設備資金	合計
家政学専攻	180,000円	490,000円	103,000円	773,000円
管理栄養士専攻	180,000円	500,000円	103,000円	783,000円
国文学科	180,000円	490,000円	103,000円	773,000円
英文学科	180,000円	500,000円	103,000円	783,000円

入学検定料は1回につき 22,000円とする。

聴講生登録料 50,000円

聴講料(1単位) 15,000円

附 則

本学則は、平成3年4月1日から施行する。ただし第3条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの入学定員は、次のとおりとする。

学部	学 科	入学定員
家政学部	家政学科	
	家政学専攻	20名
	管理栄養士専攻	40名
計		60名
文学部	国文学科	80名
	英文学科	80名
計		160名
合 計		220名

附 則

- 1 本学則は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成3年3月31日に在学する者で同年4月1日以後引き続き在学する者にかかる学納金の額は、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

学科名	入学金	授業料	施設設備資金	合計
家政学専攻	180,000円	505,000円	103,000円	788,000円
管理栄養士専攻	180,000円	520,000円	103,000円	803,000円
国文学科	180,000円	505,000円	103,000円	788,000円
英文学科	180,000円	515,000円	103,000円	798,000円

附 則

- 1 本学則は、平成4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成4年3月31日に在学する者で同年4月1日以後引き続き在学する者にかかる学納金の額は、改正後の学則第56条の学納金の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、施設設備資金については改正後の規定の額とする。

第56条別表

学科名	入学金	授業料	施設設備資金	合計
家政学専攻	180,000円	555,000円	100,000円	835,000円
管理栄養士専攻	180,000円	570,000円	100,000円	850,000円
国文学科	180,000円	555,000円	100,000円	835,000円
英文学科	180,000円	565,000円	100,000円	845,000円

検定料は1回につき 24,000円  
 科目等履修生登録料 50,000円  
 科目等履修料1単位 15,000円

附 則

- この学則は、平成5年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 平成5年3月31日に在学する者で同年4月1日以後引き続き在学する者にかかる学納金の額は、改正後の学則第56条の学納金の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第56条別表

学科名	入学金	授業料	施設設備資金	合計
家政学専攻	180,000円	620,000円	150,000円	950,000円
管理栄養士専攻	180,000円	620,000円	150,000円	950,000円
国文学科	180,000円	620,000円	150,000円	950,000円
英文学科	180,000円	620,000円	150,000円	950,000円

検定料は1回につき 24,000円  
 科目等履修生登録料 50,000円  
 科目等履修料1単位 15,000円

附 則

- この学則は、平成6年4月1日から施行し、平成5年度入学生及び平成6年度入学生から適用する。  
(経過措置)
- 平成6年3月31日に在学する者で同年4月1日以後引き続き在学する者にかかる学納金の額は、改正後の学則第56条の学納金の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第56条別表

学科名	入学金	授業料	施設設備資金	合計
家政学専攻	180,000円	632,000円	153,000円	965,000円
管理栄養士専攻	180,000円	632,000円	153,000円	965,000円
国文学科	180,000円	632,000円	153,000円	965,000円
英文学科	180,000円	632,000円	153,000円	965,000円

検定料は1回につき 24,000円  
 科目等履修生登録料 50,000円  
 科目等履修料1単位 15,000円

附 則

- この学則は、平成6年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この学則施行前に入学した学生は、第24条及び第44条については従前の例による。ただし、第24条の規定を適用して履修した者は、従前の規定に読み替えて履修したものとみなす。

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

第4条別表の学納金

	入学金	授業料	計
1期	100,000円	200,000円	300,000円
2期	—	200,000円	200,000円
計	100,000円	400,000円	500,000円

検定料は1回につき 20,000円

科目等特別履修生登録料 無料

科目等特別履修料1単位 5,000円

第19条別表

入学検定料 28,000円

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

第57条別表

科目等履修生登録料 20,000円

科目等履修料1単位 10,000円

附 則

この学則は、平成6年4月1日から施行する。

第62条別表

科目等履修生	登録料	20,000円
	履修料 1単位	10,000円
聴講生	登録料	10,000円
	聴講料 1単位	5,000円
	実験実習費 1単位	5,000円

附 則

1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成4年度の入学者については、学則第61条の学納金の規定にかかわらず、なお従前の例による。

学科名	入学金	授業料	施設設備資金	合計
家政学専攻	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円
管理栄養士専攻	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円
国文学科	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円
英文学科	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円

附 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

2 第22条の規定による編入学を許可された者のうち九州女子短期大学の卒業者並びに本学及び九州共立大学を中途退学した者の入学金については、本表金額の半額とする。

附 則

1 この学則は、平成7年4月1日から施行する。

2 第21条の規定により学士入学を許可された者のうち本学及び九州共立大学を卒業した者の入学金については、本表金額の半額とする。

3 第22条の規定による編入学を許可された者のうち九州女子短期大学の卒業者並びに本学及び九州

共立大学を中途退学した者の入学金については、本表金額の半額とする。

- 4 本学別科日本語研修課程の修了者又は在学者が本学に入学を許可された場合の入学金については、本表と別科日本語研修課程規則第27条に定める入学金との差額を納付するものとする。

第61条別表

学科名	入学金	授業料	施設設備資金	合計
家政学専攻	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円
管理栄養士専攻	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円
国文学科	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円
英文学科	180,000円	638,000円	155,000円	973,000円

附 則

この学則は、平成7年5月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成7年11月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の「授業料その他の学納金」については、平成5年度以降の入学者であって平成8年4月1日以降に在学する者から適用する。
- 3 平成4年度以前の入学者は、改正後の「授業料その他の学納金」の規定にもかかわらず、なお従前の例による。

第61条別表

学部学科専攻名		入学金	授業料	施設設備資金	合計
家政学部 家政学科	家政学専攻	180,000円	644,000円	157,000円	981,000円
	管理栄養士専攻	180,000円	644,000円	157,000円	981,000円
文学部	国文学科	180,000円	644,000円	157,000円	981,000円
	英文学科	180,000円	644,000円	157,000円	981,000円

検定料は1回につき 28,000円

- 1 第21条の規定により、学士入学を許可された者のうち本学及び九州共立大学を卒業した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- 2 第22条の規定による編入学を許可された者のうち九州女子短期大学の卒業生並びに本学及び九州共立大学を中途退学した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- 3 本学別科日本語研修課程の修了者又は在学者が本学に入学を許可された場合の入学金については、本表と別科日本語研修課程規則第27条に定める入学金との差額を納付するものとする。

附 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成8年7月25日から施行する。

第62条別表

科目等履修生	登 録 料	20,000円
	履 修 料 1単位	10,000円
聴講生	登 録 料	10,000円
	聴 講 料 1単位	5,000円
	実験実習費 1単位	5,000円

- 1 科目等履修生のうち、九州女子短期大学専攻科の在学生にかかわる登録料及び履修料は、免除する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成8年10月31日から施行する。
  - 2 改正後の「授業料その他の学納金」については、平成9年度入学者から適用する。
- (経過措置)
- 3 平成8年度以前の入学者は、改正後の本表「授業料その他の学納金」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第61条別表

学部学科専攻名		入学金	授業料	施設設備資金	合計
家政学部	家政学専攻	180,000円	644,000円	207,000円	1,031,000円
	管理栄養士専攻	180,000円	644,000円	207,000円	1,031,000円
文学部	国文学科	180,000円	644,000円	187,000円	1,011,000円
	英文学科	180,000円	644,000円	187,000円	1,011,000円

検定料は1回につき 28,000円

- 1 第21条の規定により、学士入学を許可された者のうち本学及び九州共立大学を卒業した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- 2 第22条の規定による編入学を許可された者のうち九州女子短期大学の卒業生並びに本学及び九州共立大学を中途退学した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- 3 本学別科日本語研修課程の修了者又は在学者が本学に入学を許可された場合の入学金については、本表と別科日本語研修課程規則第27条に定める入学金との差額を納付するものとする。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

第62条別表

科目等履修生	登 録 料	20,000円
	履 修 料 1 単 位	10,000円
聴講生	登 録 料	10,000円
	聴 講 料 1 単 位	5,000円
	実 験 実 習 費 1 単 位	5,000円

- 1 九州女子短期大学専攻科の学生が、科目等履修生になった場合は、登録料及び履修料は免除する。ただし、教職専門科目の履修料は徴収する。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、第3条の規定にかかわらず、平成12年度から平成16年度までの間の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

年度 学部・学科・専攻		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
家政学部 家政学科	家政学専攻	20	80	20	80	20	80	20	80	20	80
	管理栄養士専攻	40	160	40	160	40	160	40	160	40	160
文学部	国文学科	80	320	80	320	80	320	80	320	80	320
	英文学科	80	320	80	320	80	320	80	320	80	320

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成12年4月26日から施行し、平成12年3月9日から適用する。
- 改正後の「授業料その他の学納金」については、平成9年度入学者から適用する。  
(経過措置)
- 平成8年度以前の入学者は、改正後の本表「授業料その他の学納金」の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第62条別表

学部学科専攻名		入学金	授業料	施設設備資金	合計
家政学部	家政学専攻	180,000円	644,000円	207,000円	1,031,000円
	管理栄養士専攻	180,000円	644,000円	207,000円	1,031,000円
文学部	国文学科	180,000円	644,000円	187,000円	1,011,000円
	英文学科	180,000円	644,000円	187,000円	1,011,000円

検定料は1回につき 28,000円

- 第21条の規定により、学士入学を許可された者のうち本学及び九州共立大学を卒業した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- 第22条の規定による編入学を許可された者のうち九州女子短期大学の卒業生並びに本学及び九州共立大学を中途退学した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- 本学別科日本語研修課程の修了者又は在学者が本学に入学を許可された場合の入学金については、本表と別科日本語研修課程規則第27条に定める入学金との差額を納付するものとする。
- 第61条の規定により社会人特別入学及び社会人特別編入学を許可された者の入学金については、全額免除とし、授業料及び施設設備資金については、本表金額の3分の1の額とする。

第63条別表

科目等履修生	登 録 料	20,000円
	履 修 料 1 単 位	10,000円
聴講生	登 録 料	10,000円
	聴 講 料 1 単 位	5,000円
	実 験 実 習 費 1 単 位	5,000円

- 九州女子短期大学専攻科の学生が、科目等履修生になった場合は、登録料及び履修料は免除する。ただし、教職専門科目の履修料は徴収する。

附 則

この学則は、平成12年4月26日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

- この学則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、平成12年度まで学則に記載の家政学部家政学科、並びに文学部国文学科及び英文学科は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず、平成13年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。  
なお、平成12年度以前の入学者は、第25条の転部、転科、第27条から第29条までの授業科目、第31条の単位の計算、第38条の教育職員の免許状取得、第39条の栄養士の免許証取得、第47条の卒業及び第48条の学位については、従前の例によるものとする。

2 改正後の第62条第1項及び第2項の学納金等については、平成13年度入学者から適用する。

なお、平成12年度以前の入学者は、改正後の第62条第1項及び第2項の規定にかかわらず、従前の例によるものとする。

第62条別表

学部学科名		入学金	授業料	施設設備資金	合計
家政学部	人間生活学科	280,000円	644,000円	230,000円	1,154,000円
	栄養学科	280,000円	644,000円	230,000円	1,154,000円
文学部	人間文化学科	260,000円	644,000円	210,000円	1,114,000円
	心理社会学科	260,000円	644,000円	210,000円	1,114,000円

検定料は1回につき 28,000円

- (1) 第21条の規定により、学士入学を許可された者のうち本学及び九州共立大学を卒業した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- (2) 第22条の規定による編入学を許可された者のうち九州女子短期大学の卒業生並びに本学及び九州共立大学を中途退学した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- (3) 本学別科日本語研修課程の修了者又は在学者が本学に入学を許可された場合の入学金については、本表と別科日本語研修課程規則第27条に定める入学金との差額を納付するものとする。
- (4) 第61条の規定により社会人特別入学及び社会人特別編入学を許可された者の入学金については、全額免除とし、授業料及び施設設備資金については、本表金額の3分の1の額とする。

附 則

この学則は、平成13年4月12日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成13年6月27日から施行する。

第62条別表

学部学科名		入学金	授業料	施設設備資金	合計
家政学部	人間生活学科	280,000円	644,000円	230,000円	1,154,000円
	栄養学科	280,000円	644,000円	230,000円	1,154,000円
文学部	人間文化学科	260,000円	644,000円	210,000円	1,114,000円
	心理社会学科	260,000円	644,000円	210,000円	1,114,000円

入学検定料は1回につき 32,000円

- (1) 第21条の規定により、学士入学を許可された者のうち本学及び九州共立大学を卒業した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- (2) 第22条の規定による編入学を許可された者のうち九州女子短期大学の卒業生並びに本学及び九州共立大学を中途退学した者の入学金については、本表金額の半額とする。
- (3) 本学別科日本語研修課程の修了者又は在学者が本学に入学を許可された場合の入学金については、本表と別科日本語研修課程規則第27条に定める入学金との差額を納付するものとする。
- (4) 第61条の規定により社会人特別入学及び社会人特別編入学を許可された者の入学金については、全額免除とし、授業料及び施設設備資金については、本表金額の3分の1の額とする。

附 則

この学則は、平成13年11月1日から施行し、平成14年度入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年11月11日から施行し、平成15年10月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行し、平成14年度以降の入学生から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第62条第1項及び第2項の学納金等については、平成17年度入学者から適用する。  
(学科の存続に関する経過措置)
- 2 平成16年度まで学則に記載の文学部人間文化学科及び心理社会学科は、改正後の学則第3条の規定にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続する。  
(授業科目等に関する経過措置)
- 3 平成16年度以前の入学者は、第25条の転部、転科、第27条から第29条までの授業科目、第38条の教育職員の免許状取得、第47条の卒業及び第48条の学位については、なお従前の例による。  
(学納金に関する経過措置)
- 4 平成16年度以前の入学者の学納金は、改正後の第62条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年5月30日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年11月29日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成19年2月25日から施行する。ただし、第62条第1項及び第2項の学納金については、平成18年度入学者から適用する。  
(学納金に関する経過措置)
- 2 平成17年度以前の入学者の学納金は、改正後の第62条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年6月25日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第62条第1項及び第2項の学納金については、平成22年度入学者から適用する。  
(学科の存続に関する経過措置)
- 2 平成21年度まで学則に記載の人間科学部人間文化学科及び人間発達学科は、改正後の学則第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に存学しなくなるまでの間、存続する。  
(授業科目等に関する経過措置)
- 3 平成21年度以前の入学者は、第25条の転部、転科、第27条から第29条までの授業科目、第38条の教育職員の免許状取得、第38条の2の保育士の資格取得、第47条の卒業及び第48条の学位については、なお従前の例による。  
(学納金に関する経過措置)
- 4 平成21年度以前の入学生の学納金は、改正後の第62条第1項及び第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成22年5月27日から施行し、同年4月1日から適用する。

別表

授 業 科 目 (○は必修)

別表 1 (第27条関係)

家政学部教養教育科目 (30単位以上)

第 1 群：人文・社会・芸術科目

日本の文学(2)、世界の文学(2)、○日本語表現法Ⅰ(文章)(2)、日本語表現法Ⅱ(論文・レポート)(2)、  
芸術を楽しむ(2)、社会生活と倫理(2)、文化人類学入門(2)、近現代の歴史(2)、生活と文化(2)、日  
本国憲法(2)、法と生活(2)、国際問題と政治(2)、暮らしと経済(2)、社会学入門(2)、ジェンダーと社  
会(人権を含む。)(2)、日本人論(2)、情報文化論(2)、異文化交流(2)、文学表現と書道(2)、英語に  
よる日本文化(2)、書写書道Ⅰ(1)、書写書道Ⅱ(1)、同和教育(2)

第 2 群：健康・自然科目

生涯スポーツ(1)、健康の科学(2)、心の科学(2)、健康と栄養(2)、環境と人間(2)、生命科学(2)、宇宙  
の科学(2)

第 3 群：外国語・情報科目

英語Ⅰ(1)、英語Ⅱ(1)、英語Ⅲ(1)、英語Ⅳ(1)、英語Ⅴ(1)、英語Ⅵ(1)、フランス語Ⅰ(1)、フランス語Ⅱ  
(1)、中国語Ⅰ(1)、中国語Ⅱ(1)、韓国語Ⅰ(1)、韓国語Ⅱ(1)、情報処理Ⅰ(2)、情報処理Ⅱ(2)

第 4 群：キャリア支援科目

○キャリアデザインⅠ(1)、○キャリアデザインⅡ(1)

別表 2 (第27条関係)

人間科学部教養教育科目 (30単位以上)

第1群：人文・社会・芸術科目

日本の文学(2)、世界の文学(2)、○日本語表現法Ⅰ(文章)(2)、日本語表現法Ⅱ(論文・レポート)(2)、  
芸術を楽しむ(2)、社会生活と倫理(2)、文化人類学入門(2)、近現代の歴史(2)、生活と文化(2)、日  
本国憲法(2)、法と生活(2)、国際問題と政治(2)、暮らしと経済(2)、社会学入門(2)、ジェンダーと社  
会(人権を含む。)(2)、日本人論(2)、情報文化論(2)、異文化交流(2)、文学表現と書道(2)、英語に  
よる日本文化(2)、書写書道Ⅰ(1)、書写書道Ⅱ(1)、同和教育(2)

第 2 群：健康・自然科目

生涯スポーツ(1)、健康の科学(2)、心の科学(2)、健康と栄養(2)、環境と人間(2)、生命科学(2)、宇宙  
の科学(2)

第 3 群：外国語・情報科目

○総合英語Ⅰ-A(1)、○総合英語Ⅰ-B(1)、総合英語Ⅱ-A(1)、総合英語Ⅱ-B(1)、○英語コミュニケーションⅠ  
-A(1)、○英語コミュニケーションⅠ-B(1)、英語コミュニケーションⅡ-A(1)、英語コミュニケーションⅡ-B(1)、TOEICⅠ(1)、  
TOEICⅡ(1)、英語ゼミナール(1)、フランス語Ⅰ(1)、フランス語Ⅱ(1)、中国語Ⅰ(1)、中国語Ⅱ(1)、韓国語Ⅰ  
(1)、韓国語Ⅱ(1)、○情報処理演習Ⅰ-A(1)、○情報処理演習Ⅰ-B(1)、情報処理演習Ⅱ-A(1)、情報  
処理演習Ⅱ-B(1)

第 4 群：キャリア支援科目

○キャリアデザインⅠ(1)、○キャリアデザインⅡ(1)、○キャリアデザインⅢ(1)、○キャリアデザインⅣ(1)、○キャリアデザイン  
Ⅴ(1)、○キャリアデザインⅥ(1)、キャリアデザインⅦ(1)、キャリアデザインⅧ(1)

別表 3 (第27条関係)

家政学部人間生活学科専門教育科目 (94単位以上)

学部共通科目

○生活学概論Ⅰ(2)、基礎化学(2)、基礎化学実験(1)、有機化学(2)、人間関係論(2)、統計学(2)、カ  
ウンセリング論(2)、介護概論(2)、フードスペシャリスト論(2)、フードコーディネーター論(2)、食品流通・消費論(2)、食品  
の官能評価・鑑別論(2)、教職概論(2)、教育原論(2)、教育心理学(2)、教育相談論(2)、総合演習(2)

家族・生活経営領域

○生活学概論Ⅱ(2)、○家族関係学(2)、○家族と生活福祉(2)、家族心理学(2)、家族社会学(2)、保  
育学(実習及び家庭看護を含む。)(2)、○生活経営学(2)、生活経済学(2)、地域生活学演習Ⅰ(1)、地  
域生活学演習Ⅱ(1)、○消費生活論(2)、消費科学(2)、社会調査法演習(1)

衣環境領域

○被服学(2)、被服材料学(2)、被服構成学(2)、被服構成学実習Ⅰ(1)、被服構成学実習Ⅱ(1)、被服  
繊維学(2)、繊維製品試験Ⅰ(1)、繊維製品試験Ⅱ(1)、被服整理学(2)、被服整理学実験(1)、被服衛  
生学(2)、染色加工学(2)、染色加工学実験(1)、アパレル企画演習(1)、ファッション商品論(2)、服飾デザイン

論(2)、色彩学(2)

#### 食生活領域

○食物学(2)、食品学(2)、食品学実験(1)、栄養学(2)、調理学(2)、調理学実験(1)、調理学実習Ⅰ(1)、調理学実習Ⅱ(1)、調理学実習Ⅲ(1)、食品加工学(2)、食品衛生学(2)

#### 居住環境領域

○住居学(製図を含む。)(2)、住居計画Ⅰ(2)、住居計画Ⅱ(2)、住居設計演習Ⅰ(2)、住居設計演習Ⅱ(2)、福祉施設計画(2)、福祉施設設計演習(2)、住居管理学(2)、住居管理学演習(2)、インテリア計画(2)、インテリア計画演習(2)、地域住宅地計画(2)、建築史(2)、建築構造力学(2)、建築一般構造学(2)、建築材料学(2)、建築環境工学(2)、建築設備学(2)、建築環境工学演習(2)、建築施工学(2)、建築法規(2)

#### 生活工学・情報領域

家庭電気・機械(2)、生活工学実験(1)、情報処理演習Ⅰ(1)、情報処理演習Ⅱ(1)、情報処理演習Ⅲ(1)、情報処理演習Ⅳ(1)、CAD・CG概論(2)、生活情報論(2)

#### 卒業研究

○人間生活学演習Ⅰ(1)、○人間生活学演習Ⅱ(1)、○人間生活学演習Ⅲ(1)、○人間生活学演習Ⅳ(1)、○卒業研究(6)

#### 別表4(第27条関係)

家政学部栄養学科専門教育科目(100単位以上)

#### 学部共通科目

○生活学概論Ⅰ(2)、基礎化学(2)、基礎化学実験(1)、有機化学(2)、人間関係論(2)、統計学(2)、カウンセリング論(2)、介護概論(2)、フードスペシャリスト論(2)、フードコーディネート論(2)、食品流通・消費論(2)、食品の官能評価・鑑別論(2)、教職概論(2)、教育原論(2)、教育心理学(2)、教育相談論(2)、総合演習(2)

#### 専門基礎分野

##### 社会・環境と健康

食文化論(2)、○健康管理概論(2)、○栄養情報論実習(1)、○社会福祉概論(2)、○公衆衛生学Ⅰ(2)、公衆衛生学Ⅱ(2)、環境生理学(2)、児童・高齢者福祉論(2)

##### 人体の構造と機能及び疾病の成り立ち

○医学概論(2)、○解剖生理学Ⅰ(2)、○解剖生理学Ⅱ(2)、○解剖生理学実験(1)、○生化学Ⅰ(2)、○生化学Ⅱ(2)、○生化学実験Ⅰ(1)、○生化学実験Ⅱ(1)、○病理学(2)、○微生物学(2)

##### 食べ物と健康

○食品学総論(2)、○食品学総論実験(1)、○食品学各論(2)、○食品学各論実験(1)、食品機能論(2)、○調理学(2)、○調理科学実験(1)、○基礎調理学実習(1)、○応用調理学実習(1)、○食品加工学(2)、○食品加工学実習(1)、○食品衛生学Ⅰ(2)、食品衛生学Ⅱ(2)、○食品衛生学実験(1)

#### 専門分野

##### 基礎栄養学

○栄養学総論(2)、○栄養生理学実験(1)、分子栄養学(2)

##### 応用栄養学

○人間栄養学Ⅰ(2)、○人間栄養学Ⅱ(2)、○人間栄養学実習(1)、○運動と栄養(2)

##### 栄養教育論

○栄養教育論(2)、○栄養教育方法論(2)、○栄養教育方法論実習(1)、○栄養調査・評価論(2)、○栄養調査・評価論実習(1)

##### 臨床栄養学

○臨床栄養学総論(2)、○臨床栄養治療論(2)、○臨床栄養治療論実習Ⅰ(1)、臨床栄養治療論実習Ⅱ(1)、○臨床栄養教育論(2)、○臨床栄養教育論実習(1)、○臨床栄養アセスメント論(2)、○臨床栄養アセスメント論実習(1)、リハビリテーション論(2)、運動療法論演習(1)

##### 公衆栄養学

○公衆栄養学(2)、公衆栄養学演習(1)、○公衆栄養学実習(1)、○地域保健計画論(2)

##### 給食経営管理論

○給食管理(2)、○給食管理実習(1)、○給食経営論(2)、フードサービス論(1)

##### 総合演習

○管理栄養士総合演習Ⅰ(1)、○管理栄養士総合演習Ⅱ(1)、基礎栄養学演習Ⅰ(1)、基礎栄養学演習Ⅱ(1)、応用栄養学実習Ⅰ(1)、応用栄養学演習Ⅱ(1)、特別研究(4)

##### 臨地実習

○臨地実習Ⅰ(1)、○臨地実習Ⅱ(2)、○臨地実習Ⅲ(1)、食事介助・食教育実習(1)  
生活関連科目  
被服学(2)、住居学(2)、家族学概論(2)、生活経営学(2)  
栄養教諭関連科目(自由科目)  
栄養教諭論Ⅰ(2)、栄養教諭論Ⅱ(2)

#### 別表5(第27条関係)

人間科学部人間発達学科人間発達学専攻専門教育科目(94単位以上)

##### 共通科目

人間学概論(2)、文学概論(2)、日本文化論(2)、言語学概論(2)、多文化理解(2)、心理学概論(2)、  
発達心理学(2)、文化心理学(2)、社会心理学(2)、健康心理学(2)

##### 基礎科目

###### 児童発達

国語科教育概論(書写を含む。)(2)、算数科教育概論(2)、生活科教育概論(2)、社会科教育概論  
(2)、図画工作(2)、理科教育概論(2)、家庭科教育概論(2)、体育(2)、器楽基礎(2)、声楽基礎(2)

###### 乳幼児発達

保育原理Ⅰ(2)、保育原理Ⅱ(2)、児童福祉Ⅰ(2)、児童福祉Ⅱ(2)、小児保健Ⅰ(2)、小児保健Ⅱ  
(2)、保育内容(言葉)(2)、保育内容(人間関係)(2)、養護原理(2)、社会福祉原論(2)、乳幼児心  
理学(2)、社会福祉援助技術(2)、保育内容総論(2)

###### 特別支援教育

障害児心理学(2)、障害者教育総論Ⅰ(2)、障害者教育総論Ⅱ(2)、病弱教育(2)、知的障害者の心理・  
生理・病理(2)

##### 基幹科目

###### 児童発達

国語科指導法(2)、社会科指導法(2)、算数科指導法(2)、理科指導法(2)、図画工作指導法(2)、生活  
科指導法(2)、家庭科指導法(2)、体育科指導法(2)、音楽科指導法(2)、器楽応用(2)、児童英語概論  
(2)、児童英語指導法(2)、造形演習(2)

###### 乳幼児発達

教育課程・保育計画総論(2)、乳児保育(2)、小児栄養(2)、小児保健実習(1)、保育内容(音楽表現)  
(2)、保育内容(造形表現)(2)、保育内容(健康)(2)、保育内容(環境)(2)、精神保健(2)、家族  
援助論(2)、障害児保育(2)、リズム(2)、養護内容(2)、保育実習・事前事後指導(1)、保育所実習Ⅰ  
(2)、保育所実習Ⅱ(2)、施設実習Ⅰ(2)、施設実習Ⅱ(2)、保育相談論(カウンセリングを含む。)(2)、子育  
て支援演習(2)

###### 特別支援教育

知的障害者教育(2)、発達援助の技法(2)、肢体不自由者の心理・生理・病理(2)、肢体不自由者教育  
(2)、肢体不自由者支援学(2)、軽度発達障害教育総論(2)、病弱者の心理・生理・病理(2)、障害者の  
病理・保健(2)、知的障害者支援学(2)、視覚障害教育総論(2)、聴覚障害教育総論(2)、重複障害教育  
総論(2)

##### 卒業研究

○卒業研究演習Ⅰ(1)、○卒業研究演習Ⅱ(1)、○卒業研究演習Ⅲ(1)、○卒業研究演習Ⅳ(1)、○卒  
業研究論文(4)

##### 臨地科目

フィールドワーク基礎(2)、国内臨地研究(2)、海外語学研修Ⅰ(2)、海外語学研修Ⅱ(2)、海外臨地研究(2)

##### 教職関連科目

教職概論(2)、教育原論(2)、教育史(2)、教育心理学(2)、教育制度論(2)、教育法規(2)、教育課程  
論(初等)(2)、道徳教育指導法(初等)(2)、特別活動指導法(初等)(2)、教育方法・技術論(2)、  
児童・進路指導(2)、児童・教育相談論(2)、初等教育実習事前事後指導(1)、初等教育実習Ⅰ(2)、初  
等教育実習Ⅱ(2)、特別支援学校教育実習事前事後指導(1)、特別支援学校教育実習(2)、教職実践演  
習(初等)(2)、総合演習(2)

#### 別表6(第27条関係)

人間科学部人間発達学科人間基礎学専攻専門教育科目(94単位以上)

##### 共通科目

人間学概論(2)、文学概論(2)、日本文化論(2)、言語学概論(2)、多文化理解(2)、心理学概論(2)、

発達心理学(2)、文化心理学(2)、社会心理学(2)、健康心理学(2)

#### 基礎科目

##### 心理学

学習心理学(2)、臨床心理学(2)、知覚心理学(2)、学校心理学(2)、心理データ解析法Ⅰ(2)、心理データ解析法Ⅱ(2)、心理学実験実習Ⅰ(2)、心理学実験実習Ⅱ(2)、認知心理学(2)、コミュニケーション概論(2)、カウンセリング概論(2)

##### 国語・書道

楷書法Ⅰ(1)、楷書法Ⅱ(1)、行草書法Ⅰ(1)、行草書法Ⅱ(1)、日本古典文学史Ⅰ(2)、日本古典文学史Ⅱ(2)、日本語学概論(音声言語を含む。)(2)、書道表現研究(1)、日本近現代文学史Ⅰ(2)、日本近現代文学史Ⅱ(2)、中国文学史(2)

##### 図書館・情報

情報科学概論(2)、図書館概論(2)、情報社会と倫理(2)、情報社会論(2)、情報経営学概論(2)、生涯学習概論(1)、アルゴリズムとプログラム(2)、情報と職業(2)、レファレンスサービス演習(1)、メディア表現研究(1)

#### 基幹科目

##### 心理学

社会調査法(2)、社会調査法演習(1)、心理検査法(2)、教育工学(2)、家族心理学(2)、心理測定法Ⅰ(2)、心理測定法Ⅱ(2)、行動科学研究法(2)、感性科学(2)、カウンセリング技法Ⅰ(2)、カウンセリング技法Ⅱ(2)、生理心理学(2)、精神医学(2)

##### 国語・書道

日本語古典文法(2)、日本語口語文法(2)、日本近現代文学Ⅰ(2)、日本近現代文学Ⅱ(2)、漢文学Ⅰ(2)、漢文学Ⅱ(2)、日本語史(2)、篆隸書法Ⅰ(1)、篆隸書法Ⅱ(1)、仮名書法Ⅰ(1)、仮名書法Ⅱ(1)、日本書道史(2)、中国書道史(2)、鑑賞(2)、書論(2)、日本古典文学Ⅰ(2)、日本古典文学Ⅱ(2)、漢字仮名交じり書法Ⅰ(1)、漢字仮名交じり書法Ⅱ(1)

##### 図書館・情報

マルチメディア処理論(2)、マルチメディア処理演習(実習を含む。)(1)、情報ネットワーク(2)、情報ネットワーク演習(実習を含む。)(1)、データ処理論(2)、データ処理演習(実習を含む。)(1)、社会情報学特講(2)、情報処理技術(2)、情報処理実習(2)、資料組織演習Ⅰ(1)、資料組織演習Ⅱ(1)、資料組織概説(2)、情報サービス概説(2)、情報検索演習(1)、専門資料論(1)、児童サービス論(1)

#### 卒業研究

○卒業研究演習Ⅰ(1)、○卒業研究演習Ⅱ(1)、○卒業研究演習Ⅲ(1)、○卒業研究演習Ⅳ(1)、○卒業研究論文(4)

#### 臨地科目

フィールドワーク基礎(2)、国内臨地研究(2)、海外語学研修Ⅰ(2)、海外語学研修Ⅱ(2)、海外臨地研究(2)

#### 教職関連科目

教職概論(2)、教育原論(2)、教育心理学(2)、生徒・教育相談論(2)

#### 別表7(第28条関係)

##### 家政学部人間生活学科専門教育科目

##### 自由科目

##### 教職に関する専門教育科目

教育史(2)、教育行政学(2)、教育法規(2)、教育課程論(2)、家庭科教育法Ⅰ(2)、家庭科教育法Ⅱ(2)、家庭科教育法Ⅲ(2)、家庭科教育法Ⅳ(2)、道德教育の研究(2)、特別活動の研究(2)、教育方法学(2)、生徒・進路指導論(2)、事前事後指導(1)、教育実習Ⅰ(2)、教育実習Ⅱ(2)、教職実践演習(中等)(2)

##### 別表7の2(第28条関係)

##### 家政学部栄養学科専門教育科目

##### 自由科目

##### 教職に関する専門教育科目

教育史(2)、教育行政学(2)、教育法規(2)、教育課程論(2)、道德教育の研究(2)、特別活動の研究(2)、教育方法学(2)、生徒指導論(2)、事前事後指導(栄養教諭)(1)、栄養教育実習(1)、教職実践演習(栄養教諭)(2)

#### 別表8(第28条関係)

##### 人間科学部人間発達学科人間基礎学専攻専門教育科目

自由科目

教職に関する専門教育科目

教育史(2)、教育行政学(2)、教育法規(2)、教育課程論(中等)(2)、国語科教育法Ⅰ(2)、国語科教育法Ⅱ(2)、国語科教育法Ⅲ(2)、国語科教育法Ⅳ(2)、書道科教育法Ⅰ(2)、書道科教育法Ⅱ(2)、情報科教育法Ⅰ(2)、情報科教育法Ⅱ(2)、道徳教育指導法(中等)(2)、特別活動指導法(中等)(2)、教育方法学(2)、生徒・進路指導(2)、中等教育実習事前事後指導(1)、中等教育実習Ⅰ(2)、中等教育実習Ⅱ(2)、教職実践演習(中等)(2)、総合演習(2)

別表9(第29条関係)

人間科学部人間発達学科人間発達学専攻専門教育科目

自由科目

図書館司書課程

図書館資料論(2)、図書館経営論(1)、図書館サービス論(2)、資料特論(1)、コミュニケーション論(1)

学校図書館司書教諭課程

学校経営と学校図書館(2)、学校図書館メディアの構成(2)、学習指導と学校図書館(2)、読書と豊かな人間性(2)、情報メディアの活用(2)

別表10(第29条関係)

人間科学部人間発達学科人間基礎学専攻専門教育科目

自由科目

図書館司書課程

図書館資料論(2)、図書館経営論(1)、図書館サービス論(2)、資料特論(1)、コミュニケーション論(1)

学校図書館司書教諭課程

学校経営と学校図書館(2)、学校図書館メディアの構成(2)、学習指導と学校図書館(2)、読書と豊かな人間性(2)、情報メディアの活用(2)

別表11(第27条関係)

留学生特別科目

日本語講座Ⅰ(2)、日本語講座Ⅱ(2)、日本語講座Ⅲ(2)、日本語講座Ⅳ(2)、日本語講座Ⅴ(2)、日本語講座Ⅵ(2)、日本語講座Ⅶ(2)、日本語講座Ⅷ(2)、日本事情Ⅰ(2)、日本事情Ⅱ(2)、日本事情Ⅲ(2)、日本事情Ⅳ(2)、日本の社会と文化Ⅰ(2)、日本の社会と文化Ⅱ(2)、比較文化Ⅰ(2)、比較文化Ⅱ(2)

別表12(第62条関係)

入学検定料 1回につき32,000円

ただし、第19条の規定により選抜試験を受験する者のうち、福原学園が設置する大学(大学院を含む。)及び短期大学(専攻科を含む。)の卒業見込みの者及び卒業生の入学検定料については半額とし、福原学園が設置する高等学校(専攻科を含む。)の卒業見込みの者及び卒業生の入学検定料については全額免除とする。

学部学科名		入学金	授業料	教育充実費	施設設備資金	合計
家政学部	人間生活学科	280,000円	674,000円	—	230,000円	1,184,000円
	栄養学科	280,000円	674,000円	—	250,000円	1,204,000円
人間科学部	人間発達学科 人間発達学専攻 人間基礎学専攻	260,000円	680,000円	30,000円	230,000円	1,200,000円

1 第20条の規定により入学を許可された者のうち

- (1) 福原学園が設置する大学(大学院を含む。)、短期大学(専攻科を含む。))及び高等学校(専攻科を含む。))の同窓生(卒業生)子女が本学に入学を許可された場合の入学金については、本表金額の半額とする。
- (2) 自由ヶ丘高等学校(専攻科を含む。))の卒業見込みの者及び卒業生で本学が実施する入学試験のうち、専願入試により入学を許可された場合の入学金及び施設設備資金については、全額免除とする。

- (3) 自由ヶ丘高等学校（専攻科を含む。）の卒業見込みの者及び卒業生で併願入試により入学を許可された場合の入学金及び施設設備資金については、本表金額の半額とする。
- 2 第21条の規定により学士入学を許可された者のうち本学、九州女子短期大学（専攻科を含む。）及び九州共立大学（大学院を含む。）の卒業見込みの者及び卒業生の入学金については、全額免除とする。
- 3 第22条の規定により編入学を許可された者のうち九州女子短期大学（専攻科を含む。）の卒業見込みの者及び卒業生並びに本学及び九州共立大学（大学院を含む。）を中途退学した者の入学金については、全額免除とする。
- 4 第61条の規定により社会人特別入学及び社会人特別編入学を許可された者の入学金については、全額免除とし、授業料及び施設設備資金については、本表金額の3分の1の額とする。

別表13(第63条関係)

科目等履修生	登 録 料		20,000円
	履 修 料	1 単 位	10,000円
聴講生	登 録 料		10,000円
	聴 講 料	1 単 位	5,000円
	実験実習費	1 単 位	5,000円

- 1 九州女子短期大学専攻科の学生が、科目等履修生になった場合は、登録料及び履修料は免除する。ただし、教職専門科目の履修料は徴収する。